

広域連携産地競争力強化支援事業（拡充）

パーラー排水処理施設等の整備

1 要旨

- (1) 効率的な大規模酪農経営を育成するため、省力的な搾乳方式であるパーラー（搾乳室）方式の普及を推進してきたところである。パーラー方式では乳房や機器の洗浄水及び廃棄乳等の「パーラー排水」が排出されるが、パーラー方式の普及に伴い、地域によっては排出量が増加し水質への影響が懸念されているところである。しかしながら、パーラー排水は、乳脂肪など処理困難物質を含むこと、高度技術による処理は可能であるが実用的でないこと、現段階では環境規制法の対象となる事例は少ないこと等から酪農家の取組みは遅れている状況にある。
- (2) 一方、パーラー排水の規制を求める要望は、北海道道東地域を始めとする全国の酪農地域で見られ、特に北海道釧路・根室地域では、従来から漁業組合によりサケ・マスの遡上に影響を与えないように河川への直接放流が禁止されている状況である。
- (3) 今後、環境保全を求める社会の動きは益々厳しくなることが予想され、「パーラー排水」についても何らかの規制が早晚求められることが推測される。このような中で、地域社会においてパーラー施設を有する大規模酪農家が安定的な経営を行うためには、「パーラー排水」の処理を効率的かつ効果的に行う施設をモデル的に整備し、早急に全国に普及させる必要がある。このため、モデル的にパーラー排水処理施設を整備し、周辺の水質保全に貢献するための整備を拡充する。

2 拡充内容

パーラー排水処理施設及び関連施設の整備

3 . 事業実施主体 農業協同組合、公社、農業生産法人等

4 . 事業実施期間 平成18～21年度

5 . 補助率 1 / 2 以内

6 . 平成18年度概算要求額 200,000 (0)千円

【生産局 畜産部畜産振興課】